

平成13年9月定例会商工労働常任委員会 10月22日

(鈴木和夫 君) おはようございます。私の方から、せんだっての常任委員会で貿易専門学校につきまして、さまざまな経過につきましてお尋ねをいたしました。十分な理解ができてませんので、あえて知事にお尋ねを申し上げたいと思います。

貿易専門学校につきましては、この廃止の経緯と廃止後の問題につきまして、二点についてお尋ねしたいんです。

当初、平成九年の三月に貿易専門学校の運営計画審議会から答申が出されまして、この中身を見ますと、特に平成十年、十一、十二、十三、十四年までの五年間において、貿易専門学校のカリキュラムを強化すると同時に海外企業等実習を強化していくという、実質的には貿易専門学校を十四年度、十五年春まで強化していこうと、そういう積極的な運営をしていこうという流れでありましたが、今回の行財政計画案においては廃止すると、こういうふうな形になっておる中で、いつの時点でどの期間で廃校が決定されたのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

知事(太田房江 君) 府立の貿易専門学校は、昭和二十三年に設立をされまして、戦後国際ビジネス人材がほとんどいないという時代に設立をされて、これまでの間一定の役割を果たしてきたというふうに思っております。

ただ、この間民間の専門学校や大学、あるいは国際ビジネス人材を育成する学科やコースというものが民間で広く整備されるようになってきた、充実されてきたと、こういうことがこの五十年の間に起きたわけです。こういうことから、同校の機能強化を進めてきた経過というのは、私自身も十分承知をしておるんですけども、今回抜本的な構造改革を進めていくことにした時点で、お示した行財政計画案の中では、民間で提供できるサービスはできるだけ民間でやっていただくという考え方のもとに、府立の専門学校としては戦後一定の役割を終えたという認識のもとで廃止をすることにしたものでございます。

(鈴木和夫 君) 今の知事の答弁は、常任委員会での答弁なんですよ。私が具体的に聞いているのは、いつの時点で、要するにこの廃校が論議されたのかと聞いているわけです。

具体的にタイムテーブルから申し上げますと、平成八年の一月に行行政改革大綱が出されました。このときは、何もないんですよ。この後の翌年の平成九年三月に、貿専の学校運営計画審議会の答申が出てきたわけです。その翌年の平成十年九月に、財政再建プログラム案を出したわけです。この時点でも、当然貿専の廃校なんて出てきてないわけですよ。だから、いつの時点で、平成十三年の二月から今回の行財政計画の策定に着手したわけですから、この間で決められているわけですから、いつされたのかと聞いているわけです。

知事(太田房江 君) 確かに平成九年三月の時点では貿易専門学校運営計画審議会答申の中で機能強化策ということが打ち出されておるわけですけども、その後平成十年九月、財政再建プログラム案を策定したときには、既に貿易専門学校のあり方について調査検討を開始するということになったわけでありまして。これを受けて、平成十一年、十二年において部内で検討が進められ、特にこの間では企業ヒアリングや、あるいは企業アンケート調査等も行ったわけでありまして。

こういう過程を経て、平成十三年の二月に行財政計画策定に着手をいたしましたけれども、十三年の夏、八月に素案を発表した時点で、この貿易専門学校のあり方については、今申し上げたようなことで一定の方針をつかったということでございます。

(鈴木和夫 君) もっと細かく聞きますと、平成十年九月の財政再建プログラム案ではなかった。平成十一年三月に行行政改革大綱に基づいて、平成十一年三月と平成十二年三月にも大阪府の行政改革推進計画とあるわけです。知事、これにも出てこないんですよ、一年前にも。おっしゃるように十年、十一年検討したならば、これに出てくるはずなんです。これの具体の二十二ページに商工労働部関係の部分が細かく出ているのでは、一切出てきていないわけです。少なくともアリバイからいえば、この後のはずなんですよ。

私は、常任委員会でいつこのことを決められたのかと言ったら、一切答弁がなかったから知事に聞いているわ

けですから、そのことについてお答え願いたいと思います。

知事（太田房江 君） すべてその時点でお示しできれば一番よかったのかもしれませんが、中にはやはり先ほど申し上げましたように、民間の企業を中心としている御意見をお伺いしなくてはならないものもございまして、この貿易専門学校についてもその中に含まれる案件でございました。ですから、おっしゃったような時点においては、企業の方々ですとか、その他関係者にいろいろ御意見を聞いていたわけです。そういう意見も踏まえて、十三年の八月、行財政計画素案ということを発表した際に盛り込ませていただいたということでございます。

（鈴木和夫 君） 具体のことから言いますと、この審議会の答申を受けまして、部内で検討されたのは、むしろ積極的に海外をどうするか、そういったことを検討されたわけでありまして、廃止というのは、ほんまにことしに入ってから話だと思えます。

私は、そういう形で別に構いません。今までの答弁の中で、今回の廃止の経過が、長引く不況で企業がそういう募集も求人もなくなってくる、あるいは子供たちが減ってきた、大学に進学もふえてきた、また専門学校等そういったものがたくさん民間にできてきたので、賢専としてもそういう応募が減ってきたと、そういう趣旨で、将来大阪府がやるべきかどうかについての見直しは検討すべきだと思います。このことについて私は賛同しますけれども、その辺の過程が何ら明らかにされないことについては、やはり商工労働部としてももっと積極的な説明責任があるべきやということを今まで言ってきたんですけれども、今のこの時点においてもそういう形が明確にされませんので、そのことを問題にしているわけですね。

ですから、そういうふうなアンダーテーブルじゃなくてオン・ザ・テーブルで、こういう大きな形の部分については論議すべきと違うかと。その過程が一切明らかにされないまま廃止を認めるということについては、いささか問題あるのと違うかということ強調して、今まで質問してきたわけです。そこについてどう思われますか。

知事（太田房江 君） 確かに機能強化を図って、いい形で活用できないかと思っていた時期もあったというふうに思えます。

ただ、いろいろ私も商工部からお話を聞いていて、御指摘のあったように応募者も少なくなっている、そして一度卒業しても、やはりきちんと商社に、希望のところに就職しようとするれば、もう一度大学や短大に入り直さなくてはならないというような人もふえているというような中で、私としては民間にゆだねるべき分野だと判断をいたしました。

唐突に見えるというふうにおっしゃるわけで、段差があるようにお感じになっておられるようですが、やはり今回の行財政計画の案づくりにおいては、これまでの積み上げ型の検討とは別に、かなり幹部を含めましてトップダウンで民間にゆだねるべきものはゆだねようということを強く押し出したところがございましたので、その過程でこういう意思決定がなされたものなのでございます。その後でテーブルの上に出したつもりでございますけれども、そしてそのテーブルの上で議論を今も続けておるつもりでございますけれども、それが時間的に非常に短かったので、そのような印象が免れなかったのだらうと思います。

しかし、時代はそれだけ急速に変化をしておって、決断すべきときには、たとえ段差が感じられようと決断すべきだと、それが未来の世代に負担を残すことにしない重要な決断である限りは、そうすべきだと私は思っておりますので、段差があるようにお感じになるところはお許しをいただいて、今回この計画の考え方について御理解を賜りたいと存じます。

（鈴木和夫 君） 知事がおっしゃるように、スピードアップは私も確かに評価いたします。ただ、知事のおっしゃっているスピードアップが、現場はついていないというような形で、ちょっとスピード出し過ぎやったんじゃないかなという気もするわけです。

というのは、廃止に決めた段階で、来年平成十四年度の生徒の募集までとめてしまうという案が最初ありました。そうすると、既に来年の募集については、それぞれの高等学校なんかでは入試の進路指導が始まっているわけです。そういった中でとめてもらうことについてはいささか問題あるということで、急遽その分につきましては十五年度からになりましたから、そういったことは評価するけれども、ちょっとスピード出し過ぎやないかということと、もう一つ問題なのは、その論議していく中で、今まで五十年間という、聞くところによれば二千二百名の卒業生の方がおられまして、例えば東京ですと七洋会というんですか、卒業生のOBの方々があるという

同窓会的な形の組織を編成されて、海外へ行っている方も国内の方も、貿易の業務に関してはネットワークを組みながら、それぞれの情報交換をしながら、自分たちの仕事がうまく円滑にいくような形の組織をつくってはるわけです。

大阪府が五十年かけて先駆的なことをしてきた中でのこのノウハウを、やはり大阪府としては廃止した後でもどうあるべきかということ論議した上で出してくられるのが、私は本来だと思えます。そうしなければ、せっかくここまでやって、はい、終わりですよじゃなくて、それがこういうオン・ザ・テーブルで論議する中でやってきたのかということで、私はまだまだ十分でなかったと思います。

そういった意味で、知事がおっしゃるスピードに現場としてはようついていないということがありますが、ここについてはこの常任委員会でも質問したんですけれども、うまくかみ合いませんでしたけれども、特にそういったことを考えると、たまたま大阪の府立大学のあり方の検討会議が今開催されていて、例えば大阪府立大学の中でもこういった部分が継承できないのか、あるいはそれ以外の商工労働部とかさまざまな形で、こういった今までのカリキュラムを例えば講座に残すとか、そういうふうな形で部分の継承ができるのと違うかと、そういうふうなことを提言申し上げるわけでありまして、もしよければ知事の御見解をお尋ねしたいと思います。

知事（太田房江 君） 御指摘のように貿易専門学校は、長い歴史の中で実学重視のカリキュラムの内容ですとか、あるいは貿易業界の第一線で活躍をする方など非常勤講師の方々も大変立派で、またネットワークができております。海外企業実習や企業人研修などのノウハウも重要な資源だと思います。

今、府大学のあり方検討会議というのをやっておりますけれども、こういうせっかくつくった資源、貿易専門学校に培われたノウハウ等については、府の大学でどのように活用できるのか、検討していただくように努めたいと思います。それからまた、こういうところで培ったさまざまなノウハウを国際ビジネス人材養成機関に対しても普及させていくようにしたいと存じます。

（鈴木和夫 君） 府立大学の設置者は知事でありますから、知事の方から、この議会が終わりましたら、そういうふうな形で一度検討してみるよと、そのようにおっしゃっていただけるといことでありますから、期待いたしております。

それから、二つ目の質問で、りんくうタウンの支援について、さまざまな形で今、りんくうタウンを中心とする負の遺産を大阪府全庁的に売り払いについては解決していこうということを私たちも提案申し上げている中で、商工労働部においてりんくうタウンについての分譲がスムーズにいく形の支援策をやはりとらないかんやろうということで、調べましたが、特に国内企業そのものが大変厳しい状況で、りんくうタウンに進出してくるのは難しいという中で、注目されるのが外国の企業であるということで、特にりんくうタウンはF A Zの指定を受けておるわけでありまして、長い法律で輸入促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法――フォーリン・アクセス・ゾーンという形なんですけど、これは、りんくうタウンのりんくうゲートタワービルとりんくう国際物流という二つの会社が指定を受けているんですけれども、十分なF A Zの支援を受けるに至っていないと。

なぜかといいますと、九二年にこの法律ができて、どこの自治体もそれはいいということで飛びついて、全国で二十二カ所あるんですが、二十二カ所ともほとんどうまくいっていないということについては、このF A Zの法律が外国からの輸入促進を重点に置いた制度ということで、ちょうどバブルになるころに考えられた案でありまして、どんどん外国から物を買わないかと、そういう企業について支援しようというような法律でありまして、ところが実際的には、現時点におきますと、このF A Zの法律そのものが今の時代には全く合わない、そういうふうな形を思うわけですが、このF A Z法につきまして、制度について知事の今の御認識をお伺いしたいと思います。

知事（太田房江 君） F A Z法は、もともと輸入をふやさなくてはならない、黒字がたまってしまったときにつくった法律ですから、御指摘のように輸入促進型になっておりまして、必ずしも今の外資誘致型ということにはなっておりません。それからまた、全国津々浦々と申すと少し語弊がありますが、たくさんの数を指定し過ぎたために、それぞれの地域が特徴を出せなくなっているというような反省も私はあると思います。

そういう中で、F A Z法に基づく優遇措置の抜本的な拡充をただいま提案しておりまして、これは活用の仕方でございますので、今ある制度は大いに活用して、大阪に適した形で私どもは運用していこうと思っておりますけれども、それと国の都市再生本部に対しても、りんくうタウンプロジェクトを含む大阪都市圏再生戦略を提案

いたしました。

それでもまだフリー・トレード・ゾーンという御提案には少し足りない部分がございます。確かに外国、外資系企業誘致の観点からの提案というのは、こういう空洞化の時代を迎えた日本において、いま一度きちんと検討すべきであるというふうに私自身は強く思っておりますけれども、そういう思いを含めて、さまざまな税法上の優遇措置を伴う特定地区の設定など、実質的に対内投資の促進が図られるような新たな制度の創設、充実ということを提案型で国に対して実現を求めているというふうに考えます。

(鈴木和夫 君) そここまで質問してなかったんやけれども、詳しく御説明 | | 認識だけをお尋ねしたんですけれども、アメリカでフリー・トレード・ゾーン | | 自由貿易地域というのがあります、これはF A Zとよく似ているんですが、F T Zと、こういうような形で呼んでいるらしいんですけども、フリー・トレード・ゾーンにつきましては、この中に三つの分類があるというふうに聞いておりまして、一つは、アメリカの港湾には多いらしいんですけども、特に関税とか輸入統制等を免除する、あるいは法人、さまざまな労働規制についての優遇措置があると、こういうような部分で大変活発に行われているということ。

一番よく一般的に知られているのは、シンガポールとか香港の自由港ということですけども、むしろこの関空の分譲に付加価値をつける意味で、今のF A Z法の改革が難しければ、アメリカで行っていますようなフリー・トレード・ゾーンなんかを、たまたま政府の方でも都市再生本部がそれぞれ近畿圏、大阪での具体的な施策を今ヒアリングしているというふうに聞いておりますので、知事としても、積極的にF A Zの部分の優遇措置の改革をしながら、新たなこういうフリー・トレード・ゾーンなんかを大阪湾の方に持ってこれないかと。一部東京では、ああいうベイエリアをカジノにするとかいうことは言っているかもしれませんが、むしろこのフリー・トレード・ゾーンなんかを誘致する方がより具体的な話じゃないかと思っておりますけれども、御見解をお尋ね申し上げたいと思います。

知事(太田房江 君) 先ほど申し上げましたF T Z | | フリー・トレード・ゾーンも、これはいろいろなタイプがあるようでございまして、輸出貿易地域型、自由港型、さらには輸出加工区型というように三つあるようでございます。アメリカでは最初のものが多いようですし、アジアでは第二、第三の形が多いようでございます。

このいずれの形をとるのかということも含めまして、これは大阪だけでできる問題じゃありませんので、国と協議をしていかななくてはなりません。国は、これまでも例えば沖縄の振興ですとか、あるいは阪神淡路大震災が起こった後の神戸をどうするかですとか、時々この話題は起こるんでありますけれども、どこでとめるか、東京と大阪だけでいいということに、全国的に見るとなかなかならないものですから、そのたびにとんざをしているというのがこれまでの実情であったと思います。

ただ、これからは先ほどお話し申し上げたように、国内の産業の空洞化が進む中で、国としてこういう問題をどういうふうに考えていくのかということは、私は国の責任として考えるべき時期に来ていると思っておりますので、ぜひF T Zというような構想が日本でも実現されるように働きかけを行っていきたく思います。

(鈴木和夫 君) 時間が参りましたので、しっかり頑張ってくださいと要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。